



2022年5月23日

各 位

会 社 名 株式会社 フジシールインターナショナル  
代 表 者 名 代表執行役社長 COO 城川 雅行  
(コード番号 7864 東証プライム)  
問 合 せ 先 フジシールインターナショナル本部  
IR 担当マネージャー 植田 将二郎  
(TEL 06-6350-1080)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年6月23日開催予定の当社第64期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 提案の理由

- (1) 株主総会の運営について、柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、株主総会の議長が執行役社長に限定されている現行定款第13条（招集権者および議長）第2項の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
  - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
  - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会において指名する取締役が招集する。この取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>執行役社長</u>が議長となる。<u>執行役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役または取締役が議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役会において指名する取締役が招集する。この取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>代表執行役</u>が議長となる。<u>代表執行役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役または取締役が議長となる。</p>
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p><u>定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第 14 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2022 年 6 月 23 日

定款変更の効力発生日 (予定) 2022 年 6 月 23 日